

～作付転換営農継続支援事業のご案内～ (令和3年度11月補正予算案)

新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が減少し、米の価格が下落するなどの農業経営に影響が生じていること、また、主食用米の需要が今後も減少することを見据え、県は主食用米から**大豆・麦・園芸作物・飼料作物等への作付転換・拡大を図るための生産資材・機械施設の導入支援**を行います。

対象となる農業者等

- 1 生産資材費支援：県内に在住する農業者又は県内に拠点のある農業法人等
- 2 機械・施設導入支援：県内に在住する農業者(※)又は県内に拠点のある農業法人等 ※法人化が見込まれる農業者に限る
- 3 組織育成等支援：J A、集落組織、地域協議会、農業法人等

1 生産資材費支援

水田における令和4年産対象品目の種苗費・肥料費・農薬費の一部を補助
(交付単価の例)

品目の例	交付単価 (10a当たり)	作付転換の拡大下限面積
大豆	6,000円以内	10a
麦		
露地野菜	31,000円以内	-
施設野菜	295,000円以内	
果樹	88,000円以内	
W C S用稲 (専用品種)	7,000円以内	10a
子実用トウモロコシ	11,000円以内	
青刈りトウモロコシ		

上記のほか、収入保険などのセーフティネットへの加入意向があることなどの要件があります。また、園芸作物は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」の重点振興品目が対象となり、交付単価も異なります。詳しくは「問い合わせ先」にご確認ください。

〈事業の流れ〉



裏面へ続く

2 機械・施設導入支援

作付転換・生産拡大に必要な機械・施設の導入経費を補助（補助率1/2以内）

品目	R4目標拡大面積 (※2)	補助上限額	想定する機械・施設の例
露地園芸	概ね20a以上	5,000千円	ポテトハーベスター、枝豆収穫機、ねぎの機械化一貫体系に資する機械等
	概ね1ha以上	15,000千円	
施設園芸	概ね10a以上	12,500千円	園芸用ハウス、パイプハウス、機械設備等
	概ね30a以上	30,000千円	
麦・大豆・飼料作物・WCS用稲	概ね5ha以上	5,000千円	汎用コンバイン、ブームスプレーヤ、播種・収穫・調製用機械装置、専用収穫パーツ等
	概ね10ha以上	15,000千円	
飼料用米（専用品種）等、低コスト化	概ね10ha以上	2,000千円	アグリテック関連機械(ドローン式、自動操舵田植機等)等
	概ね20ha以上	7,500千円	

※1 水田（地目）への作付に要する機械・施設を導入するものを対象とする。

※2 中山間地域は、面積要件を1/2とする。

3 組織育成等支援（ソフト事業）

新たな作業受託組織の設立や地域の話し合い、研修会開催、実証ほ設置（簡易な整備含む）等の取組を支援します。

事業主体：JA、集落組織、地域協議会、農業法人等

補助上限：500千円/地区（定額補助）

〈事業の流れ〉



【注意】全事業とも、原則として年度内に完了する事業が対象となります。

※事業スケジュールの目安（機械・施設導入支援）

12月15日 補助金交付要綱・事業実施要領施行

12月下旬 計画申請・交付申請（1月中旬 計画承認・交付決定）

2月下旬 実績報告（農業者→市町）（3月上旬 実績報告（市町→県））

＜東部地方振興事務所による履行確認＞

3月中下旬 額の確定、補助金交付

注）本事業は県議会議決前のため、内容が変更される場合があります。

問い合わせ先

東部地方振興事務所農業振興部 TEL：0225-95-7809